

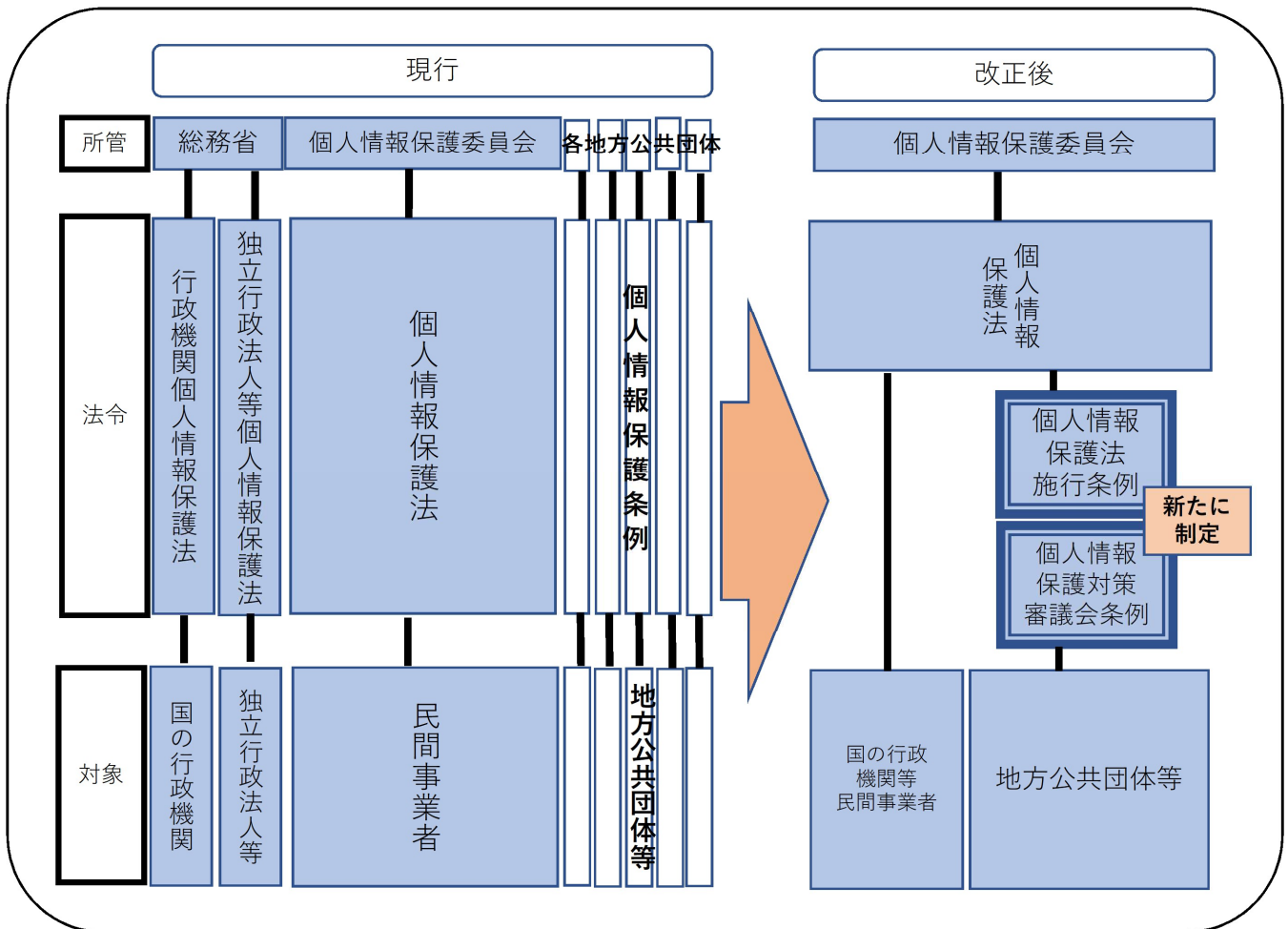
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備について

< 法の概要 >

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等についてそれぞれ分かれていた規律が改正法に統合され、**内閣府外局の個人情報保護委員会**が一元的に所管します。

地方公共団体等において、令和5年4月1日から法が直接適用されるため、現行の宇部市個人情報保護条例を廃止し、条例で定めることが許容される事項を規定する「宇部市個人情報保護法施行条例」及び「宇部市個人情報保護対策審議会条例」を新たに制定します。

【法改正の概念図】



○旧条例と新法での相違点

	旧条例	新法	備考
個人情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・生存する個人に関する情報 ・死者に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・生存する個人に関する情報 	要綱を制定
開示請求者	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人 	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人 ・任意代理人 	民間部門の規律との均衡

◆旧条例では、死者に関する情報も取り扱っていましたが、新法では生存する個人に関する情報のみの取扱いとなります。死者に関する情報については、別に要綱を制定します。

◆新法では、個人情報の開示について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人以外に、任意代理人も請求することが出来るようになります。

○今回市で定めなければならない条例

・宇部市個人情報保護法施行条例

→ これまで、各地方公共団体が独自に制定した条例に基づき運用してきた個人情報制度は、法施行後は法に則り運用されることとなります。

地方公共団体では、法の範囲内で必要最小限の事項についてのみ条例で規定できることから、必要な事項について条例を制定します。

・宇部市個人情報保護対策審議会条例

→ 改正個人情報保護法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聞くことが特に必要なときは、審議会等に諮問することができるとしています。

宇部市では、市の附属機関である「宇部市個人情報保護対策審議会」に引き続き諮問することができるように、条例を制定します。

○条例で定めることができる事項

条例で定めることができる事項	宇部市が定めるもの	旧	新
匿名加工情報(※1)の利用に関する契約に係る手数料	-	-	-
条例要配慮個人情報(※2)	-	-	-
情報公開条例との整合(※3)	-	-	-
個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成	宇部市個人情報保護法施行条例第3条	個人情報取扱事務登録簿(個人情報取扱業務Webシステム)	変更なし
開示請求に係る手数料	宇部市個人情報保護法施行条例第4条	無料 (※写しの交付や送付に係る費用については徴収する。)	変更なし
開示決定等の期間	宇部市個人情報保護法施行条例第5、6、7条	請求日から起算して14日以内 やむを得ない場合は <u>60</u> 日以内に延長できる	請求日から起算して14日以内 やむを得ない場合は <u>44</u> 日以内に延長できる
審議会の設置	宇部市個人情報保護法施行条例第8条 宇部市個人情報保護対策審議会条例	【諮問事項】 ・個人情報を本人以外から収集、提供した場合 ・システムの設置、変更又は廃止に関すること。 ・記録項目の設定、追加、変更等に関すること。 ・電子計算機の結合に関すること。 ・個人情報取扱業務の委託に関すること。	【諮問事項】 ・施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ・保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合 ・市における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
審査会の設置	宇部市個人情報保護対策審議会条例	審査請求に対する諮問	変更なし

○条例で定めない事項

(※1)匿名加工情報とは

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

- 匿名加工情報の利用について、**地方公共団体は努力義務**とされている。
- 匿名加工情報を利用した事業の募集や審査等、検討しなければならない事項が多く、今回の**法の施行に合わせ整備するのは困難**だが、**いずれは整備しなければならない**ものと思われる。

(※2)要配慮個人情報とは

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

- 条例要配慮個人情報は、地域の特性その他の事情に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が定めることができる。
- **宇部市では定めない。**（国も条例要配慮個人情報で具体的に想定しているものはないとのこと。）

(※3)情報公開条例との整合について

改正個人情報保護法と宇部市情報公開条例の「不開示情報」が異なる場合、条例（宇部市個人情報保護法施行条例）で定めることにより、「不開示情報」の整合を図ることができる。

- **宇部市では定めない。**（改正個人情報保護法どおりの運用とする。）